

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和 3 年 3 月
石 川 県

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
第 1 普及指導活動の課題	・ ・ ・ ・ ・	1
1 地域の農業を担う多様な担い手の活躍支援		
2 消費者ニーズの変化や時代に対応した生産・販路の拡大		
3 地域の強みを生かした里山の振興		
第 2 普及指導員の配置に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	3
1 普及指導センター（農林総合事務所農業振興部）への配置		
2 試験研究機関（農林総合研究センター農業試験場 中央普及支援センター）への配置		
3 普及指導員手当の支給		
第 3 普及指導員の資質の向上に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	4
1 人材育成計画の策定		
2 向上を図るべき資質		
3 普及指導員の研修		
4 自主的な資質向上に向けた取組を助長		
第 4 普及指導活動の方法に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	5
1 農業者に対する支援の充実・強化		
2 普及指導活動の効果的な運営		
第 5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	7
1 農業に関する教育への協力		
2 海外技術交流への対応		
3 普及事業の理解促進		

はじめに

本県における協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、昭和23年に国との協同事業として発足以来、農政推進の最も基本的な手法の一つとして、農業の生産性の向上や担い手の育成、農村地域の活性化などの様々な課題に対応して実施しており、本県農業の持続的な発展と、農村の振興に大きな役割を果たしてきたところである。

現在、本県の農業・農村は、担い手の高齢化、後継者不足に加え、人口減少や消費者の嗜好の変化による米をはじめとした国内需要の減少や資材費等の高騰に対応した農業所得の確保、耕作放棄地の増加、気候変動への対応など様々な課題に直面している。

一方で、普及組織におけるベテラン普及指導員の退職や若手職員の増加により世代交代が進行し、普及指導員の人材育成や、普及指導活動の一層の効率的・効果的な運営に向けた体制づくりが急務となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに新たな普及活動が求められている。

このような状況を踏まえ、今後の本県普及事業においては、直接農業者に接して支援を行う事を前提としつつ、状況に応じて非接触型の普及活動を組合せながら普及指導員がその特性を十分発揮し、技術を核として農業者と地域の関係者等との結びつきを構築することにより、農業者の所得向上と地域農業の生産面、流通面における革新を総合的に支援する役割を果たすものとする。

また、普及指導員に求められる機能を十分に発揮するための資質向上や現場の課題解決能力の強化に努めるものとする。

以上のことから、新たな普及指導活動の基本的な方向と活動内容を示すものとして、石川県協同農業普及事業の実施に関する方針を定める。

第1 普及指導活動の課題

本県では、「いしかわの食と農業・農村ビジョン」において、産業政策としての農業の成長産業化と、地域政策としての農村地域の振興を車の両輪として、農業・農村の振興を図るという考えのもと、マーケットイン型農業への転換と、経営の複合化、多角化による所得確保の二つの視点を踏まえた施策を展開することとしている。

本県普及事業では、国の「食料・農業・農村基本計画」に基づく諸施策も踏まえつつ、県ビジョンで示す施策の展開方向を基本的課題として位置づけ、普及指導活動を展開するものとする。

1 地域の農業を担う多様な担い手の活躍支援

地域農業を支える基幹的農業従事者の大量引退時代の到来を踏まえ、将来にわたって地域農業の担い手を確保するため、経営改善に意欲的な農業者の育成と所得確保、新規就農者や参入企業の営農定着を支援する。

- (1) 新規就農者や参入企業の経営の安定化支援
 - ・新規就農者の経営が定着するまでの間、関係機関と連携した就農前後に亘る一貫的な支援を実施
 - ・農業参入総合支援プログラムや農地中間管理事業を活用した参入支援
- (2) 農業法人等の経営の課題解決に向けたオーダーメイド型普及活動の実施
 - ・担い手の経営発展段階に応じたスキルアップを支援
 - ・専門家と連携した担い手の課題解決を支援
 - ・農地集積や水田フル活用など農地の有効利用に向けた地域の合意形成支援
 - ・農業法人等の経営継承に向けた合意形成を支援
 - ・専門家や試験研究機関等と連携した6次産業化の取組を支援
- (3) 産地の活性化に向けた多様な担い手の育成・確保
 - ・集落営農組織や園芸農家等の法人化による経営体質の強化・発展を促進
 - ・産地の法人化や組織再編による新たな担い手の確保
- (4) スマート農業等革新技术の普及
 - ・他産業との連携により開発した石川型スマート農業技術や革新的な技術の現地実証と経営評価を実施
 - ・民間の経営改善手法を活用した総合的な担い手支援の実施

2 消費者ニーズの変化や時代に対応した生産・販路の拡大

食に対する消費者ニーズの多様化や、国内需要の縮小、農産物価格の低迷により農業所得を確保することが困難となってきた中、本県農畜産物の競争力強化と需要創出を図るため、特色ある農畜産物の一層のブランド化を図るとともに、新技術の導入による生産性の向上、経営の複合化・多角化、海外も含めた新たな販路拡大等を推進する。

- (1) 特色ある農畜産物のブランド化の推進及び品目の拡充
 - ・県オリジナル品目のブランド価値の向上を図るため、生産から販売までの課題解決を支援
 - ・地域の特色ある品目のブランド化に意欲ある産地の取組を支援
- (2) 水田のフル活用による麦・大豆・野菜の生産拡大
 - ・麦・大豆の既存産地での生産安定と収量確保技術の普及・定着支援
 - ・加工業務用向け野菜の品種選定及び生産技術の実証
 - ・機械化体系の実証、導入の支援
- (3) 環境と調和した農業の推進
 - ・特別栽培農産物認証制度を活用し、特別栽培やエコ農業等の取組を支援
- (4) 県産食材の安全と信頼の確保
 - ・農業生産工程管理（GAP）の普及啓発やいしかわGAP認証取得の推進
 - ・加工直売等におけるHACCPに対応した衛生管理手法導入支援
- (5) 地産地消の推進
 - ・市場を介した産地と需要者のネットワーク化や、各種商談会等の活用による農業者と実需者のマッチングを支援

- ・顔の見える能登の食材の出荷量拡大支援
- (6) 気候変動に対応し得る新技術の開発と普及
 - ・試験研究機関等と連携した新品種や新技術の導入による農産物の品質及び収量向上技術の普及

3 地域の強みを生かした里山の振興

農村地域の高齢化・人口減少が進行する一方で、北陸新幹線の金沢開業等を契機に里山地域に対する注目が集まっていることから、世界農業遺産をはじめとする多様な里山資源を活用した生業づくりや、スロートーリズム等による都市農村交流の取組を推進する。

- (1) 多様な地域資源を活用した生業づくりの推進と人材育成
 - ・里山振興ファンドを積極的に活用し、経営の多角化と収益向上を支援
- (2) 地域住民主体の活力ある地域づくりの推進
 - ・広域モデル組織の機能強化と取組を他地域へ波及
 - ・鳥獣被害の防止及び捕獲活動の取組を支援

第2 普及指導員の配置に関する事項

県の重要施策の推進と地域農業の抱える課題に的確に対応するため、適正な資質を持つ普及指導員（農業改良助長法第8条に規定。以下同じ。）を確保し、農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとしての農林総合事務所農業振興部及び農林総合研究センター農業試験場中央普及支援センター（運営指針第5に規定されている農業革新支援センターに位置づけ。）に配置する。

なお、普及指導活動に対する的確な進行管理が求められる普及指導センターの長には、普及指導員を配置する。

1 普及指導センター（農林総合事務所農業振興部）への配置

普及指導員の役割を十分に発揮し、地域の課題解決に対応できる能力を有した普及指導員を配置する。また、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保の観点から、普及指導員の任用資格を目指す者を配置し、普及指導員の監督の下に普及指導に従事させることで、課題解決能力の向上を図る。

2 試験研究機関（農林総合研究センター農業試験場中央普及支援センター）への配置

高度な専門性を有し、試験研究、行政、（公財）いしかわ農業総合支援機構等との連携による政策課題への対応、重点課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・指導・調整、他の普及指導員の資質向上を担う普及指導員（以下「農業革新支援専門員」という。）を配置する。

3 普及指導員手当の支給

普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導員手当については、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保・育成を図る観点から、一般職の職員の給与に関する条例に基づき支給するものとする。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、以下の事項に取組むものとする。

1 人材育成計画の策定

中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、資質が継続的に研鑽されるよう、普及指導員の目指すべき人材像、備えるべき能力、経験年数に応じた到達目標、資質向上の方法及びその推進体制を別に定める。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる機能を発揮するため、農業及びその経営に関する高度な技術や革新技术並びに普及指導活動の手法（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接し、コミュニケーションを図る手法、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する手法及び地域農業の将来の展望に基づいた戦略を立案する手法等）について、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的に習得させる。

3 普及指導員の研修

(1) O J T（職場内研修）

普及指導活動の経験年数の浅い者に対しては、集合研修に加え、O J Tを行い、普及活動に必要な技術及び知識並びに普及活動の手法について、早期習得を図る。

なお、O J Tの実施にあたっては、トレーナーの育成や人材育成担当の配置等、所内体制を整えるとともに、受講者が自ら数値目標を設定し評価する「自己評価システム」を導入する。

(2) O F F－J T（職場外研修）

普及指導員の経験年数や普及課題に応じた研修を計画的に実施する。研修の実施にあたっては、国主催の研修を有効に活用するほか、大学や民間企業、先進的農業者等の協力を得るものとする。

また、研修成果は、普及活動検討会等を通じて共有化を図ることとする。

(3) O J TとO F F－J Tの連携

O F F－J Tで習得したことを実践できるかO J Tで検証し、その到達段階に応じてO J T、O F F－J Tにフィードバックし確実に資質向上が図られるよ

う配慮する。

4 自主的な資質向上に向けた取組を助長

普及指導員が自己啓発に取り組むことができる職場環境を整備し、自主研究グループ活動や、業務に有益な資格取得を促進する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動を効果的かつ効率的に行うため、普及指導活動の方法に関し、以下の事項に取り組むものとする。

1 農業者に対する支援の充実・強化

(1) 公的機関が担うべき分野における取組の強化

新規就農者・参入企業の営農定着、企業的農業者への支援、地域の合意形成支援、スマート農業等革新技術の導入促進、県が育成した品目のブランド化推進、農産物の安全の確保、環境保全型農業の推進、気候変動への対応等の活動を一層強化する。

さらに、地域農業の発展に向けて、多様な関係者をコーディネートする役割を果たすとともに、地域農業の発展に資する情報を収集し、公的情報については民間等に積極的に提供する。

(2) 地域農業の活性化に向けた民間活力の活用推進

現場の課題解決にあたっては、民間と連携して行うこと、民間に委ねることを整理したうえで、民間が有する革新技術（ICT等）や経営改善手法などを農業の課題解決に活用するため、農業革新支援センターが中心となり、民間と情報交換する場を設けるとともに、民間と農業者とのマッチングや、農業現場の実情に合わせた技術の改善を図るなど、民間との連携を積極的に推進する。

(3) 地域における新技術導入支援及び新技術体系の確立

スマート農業に関する農業者等からの相談体制を整えるとともに、試験研究機関や民間企業等と連携し、ロボット・AI・IoT等の先端技術を組み入れた、地域の現場環境に応じた新たな技術体系の確立及び定着を図る。

(4) 企業的農業者の専門的で幅広いニーズに対応

企業的農業者の個々の課題解決を図るため、普及指導員と革新支援専門員からなる支援チームを編成し、農業団体、試験研究機関、民間等との連携のもと、「オーダーメイド型普及」を展開する。

(5) 新規就農者・新規参入者の育成強化

農業内外からの新規就農や企業の農業参入を促進し、次世代に農地や技術等の資源を着実に継承することが重要であることから、普及指導センターと（公財）いしかわ農業総合支援機構が連携を密にし、就農相談や、「いしかわ耕稼塾」での研修教育、就農地とのマッチング、農業技術の習得の支援など、就農の前後にわたる継続的な支援を行う。

(6) 先進的な農業者等との協働

先進的な農業者等（地域の模範となる農業者、産地・地域の継続・発展に貢献する農業者等）については、普及指導年度計画の策定と評価を行う際に意見を求めるほか、革新技術の普及定着や、新規就農者等の育成定着、産地継承など地域農業・農村を振興するための取組を協働で行う。

(7) 農業関係団体との役割分担

普及指導センターは、主に、農業者に対する新技術の普及や農業法人や新規就農者等担い手育成の支援を行い、農業関係団体は、主に、一般的な栽培技術や農薬・肥料等の相談など購買事業と一体となった指導を行う。

なお、農業関係団体間の指導体制を考慮し、役割分担は段階的に進めることとする。

(8) 研究開発への普及指導員の積極的な参画

農業革新支援専門員をはじめとして、普及指導員は、国や県が行う研究開発に企画段階から参画し、試験研究機関に対して現場の課題や開発途中の技術について改善を要する点等を伝えることにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たす。

また、その成果を活かして農業現場における技術革新を推進することにより、国及び県の農業政策を地域において実施する上での課題や地域農業の課題について、技術面から解決を図る。

(9) 自然災害等への対応

自然災害やコロナウィルス等感染症のまん延に対する備えを強化する取り組み及び地震や豪雨等の大規模自然災害からの復旧・復興に向けた取組を推進する。

(10) 都道府県間の連携

広域的な課題について、都道府県と横断的な検討及び解決が図られるよう、農業革新支援専門員が、都道府県間の情報共有及び技術協力等を行う。

2 普及指導活動の効果的な運営

(1) 普及指導センターの運営

普及指導員が地域に密着した活動を行う拠点及び農業者等に対する情報提供並びに相談の場としての機能が十分果たされるよう、組織体制の整備に努める。

また、普及事業が総合的かつ効果的に機能するよう、有用な知識や経験の体系化、可視化、共有化など、普及資源の継承・活用に向けた体制を整備する。

(2) 農業革新支援センターの運営

先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談及び普及指導活動に関わる総合的な企画調整並びに普及指導員の情報伝達を円滑に行うため、国や都道府県の試験研究機関、大学、民間企業等における研究成果や他の都道府県の取組等に関する情報蓄積機能の充実を図る。

また、広範囲にわたる重要な課題については、農業革新支援専門員が、普及指導活動の目標、期間、体制等を明確に定めた重点プロジェクト計画を作成し、当該計画に基づく活動を推進する。

このほか、民間企業との連携、普及指導員の資質向上研修の企画・運営等を行う。

(3) 計画的な普及指導活動の実施

農業革新支援センター及び普及指導センターは、毎年度、普及指導年度計画を作成する。

普及指導年度計画の策定にあたっては、農業者団体や市町などと十分な調整を行うとともに、課題毎に効果が判定できる目標値を設定する。

(4) 普及指導活動の重点化

普及指導活動については、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、必要性及び緊急性が高く波及性があるものに重点化する。

普及指導活動の対象者については、経営改善に意欲的な法人経営体や農業者及びその集団、新規就農者、参入企業等に重点化する。

(5) 普及指導活動の評価

普及指導センターは、普及指導年度計画に基づく活動成果について、四半期ごとに内部評価を行い活動方法の改善を図ることに加え、関係者評価会議を開催し、市町、農業者団体、普及指導協力委員等から評価を受けるものとする。

また、普及主務課は、学識経験者、先進的農業者、消費者代表、マスコミ関係者等で構成する企画推進会議を設けて、毎年、外部評価を行うものとする。なお、3年に1回は対象となるように評価対象の普及指導センターを選定し、主として普及指導活動の課題設定、普及指導計画及び活動結果について意見を求め、活動の改善に努める。

なお、外部評価の結果については、県のホームページで公表する。

(6) 調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施にあたっては、試験研究機関及び関係者等との連携を積極的に図り、現地の課題解決に活用するとともに、所内研修や普及活動事例検討会等を通じて、その成果を共有する。

(7) 関係団体等との連携強化

普及指導活動がより効果的に実施されるよう、(公財)いしかわ農業総合支援機構や、市町・農業協同組合など関係機関で構成する石川県農業改良普及事業推進協議会及び各地区に設置する地区改良推進協議会等の関係団体、試験研究機関、先進的な農業者、外部有識者等との連携強化に努める。

また、新規就農者等の育成や、地域特産物の振興等にあたっては、普及指導員OB等で構成するNPO法人いしかわ農林水産サポートネットとの連携に努める。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業に関する教育への協力

県民の農業理解の促進及び将来にわたって農業を担う人材の確保に資するよう、教育機関や市町、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し、協力を行う。

2 海外技術交流への対応

国際的視野を持つ普及指導員を育成するための海外研修の実施や、海外からの農業研修生の受入について、可能な限り努める。

3 普及事業の理解促進

県民への普及事業の理解促進を図るため、県のホームページやイベントを通じた普及活動事例の発信を積極的に行う。